

☆就学援助制度について

*経済的な理由によって子どもの学習に支障をきたさないよう、学費の一部が援助される制度があります。

毎年、年度初めに「就学援助制度のお知らせ」と申請書を配布しています。

この援助を希望される方は、毎年度申請が必要です。

年度の途中で必要になった場合は、担任までお知らせください。

《援助を受けられる世帯》

1. 生活保護法による保護の停止、または1年以内に保護の廃止を受けた世帯
2. 市民税が非課税となる世帯
3. 所得金額が教育委員会の定めた基準内の世帯
4. その他、事故・災害・失業など家庭の経済状況の急変によりお困りの世帯

***審査は教育委員会にて行います。申請書を提出いただいても、必ずしも援助が受けられるとは限りません。ご了承ください。**

《援助の内容》

1. 学校給食費・・・月額
1・2年生 3,970円
3・4年生 4,030円
5・6年生 4,100円
2. 学用品費・・・年額
1年生 33,460円（内、新入学児童学用品費20,470円）
2～6年生 15,220円（2～6年）
3. 校外活動費(5年生林間学校)・・・実際に要した交通費
4. 修学旅行費・・・実際に要した費用全額（ただし上限20,000円）
5. 学校保健法に基づく医療費・・・学校における検診の結果、治療が要すると診断されたものに限る。受診される前に、学校へ申し出てください。

***2～5の費用については、認定されるまでは保護者の立替払いとなります。**

《提出書類》

☆大阪狭山市立小中学校児童生徒就学援助費支給申請書

*小学校・中学校（公立）ともに通学されている場合、それぞれに申請書を提出する必要があります。

☆借家にお住まいの場合は、家賃額も考慮されます。

賃貸契約書の写し、家賃額決定通知書の写し等、家賃額が確認できるもの。

☆1月2日以降に本市へ転入された方は、前住所地の市府民税課税（非課税）所得証明書（収入のある方全員分）

所得証明書については、申請用紙提出後の持参または郵送が可能です。